

# 产学連携知的財産アドバイザー採用基準

平成28年11月  
一般社団法人 発明推進協会

知的財産マネジメントの専門家(以下「产学連携知的財産アドバイザー」という。)を、事業化を目指す产学連携活動を展開する大学に派遣して、事業化を目指す产学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進するという「产学連携知的財産アドバイザー派遣事業」の目的に鑑み、产学連携知的財産アドバイザーの採用基準を以下に定める。

## [採用基準]

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、派遣先大学のニーズに適した人材を採用する。

### 1. 必須要件

- ① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等(以下「知財管理部門等」という。)のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。
- ② 知財管理部門等において指導的業務(管理職又はそれに相当)に携わった経験を有し、知財管理部門等の人材育成能力を備えていること。
- ③ プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、研究成果の活用を見据えた知的財産戦略のプランニングができること。
- ④ 大学の状況及びニーズに応じて、知的財産管理体制構築のプランニングができること。

### 2. 任意要件

- ① 企業において事業化や研究開発のプロジェクト立ち上げの経験を有すること。
- ② 大学院等において、事業戦略や知的財産戦略に関する知識の体系的な獲得経験を有すること。
- ③ 大学の知的財産管理部門での業務経験を有すること。
- ④ 大学との間での共同研究・委託研究の推進など、产学連携についての実務経験を有すること。
- ⑤ 複数企業又は複数大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑥ 大学における产学連携プロジェクトの推進についての情熱と、大学の組織に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。